（賃借権の設定等に関する要件が緩和される場合）

第十三条　農地中間管理事業の推進に関する法律施行令第二条第四号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合（第一号から第三号までに掲げる場合であって、法第十八条第二項第二号に規定する土地（以下この条において「対象土地」という。）を別表の上欄に掲げる土地として利用するため賃借権の設定等を受けるときにあってはその者が賃借権の設定等を受けた後においてそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を備えることとなるときに限り、第四号又は第五号に掲げる場合にあってはその者が賃借権の設定等を受けた後において対象土地を効率的に利用することができると認められることとなるときに限る。）とする。

一　耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人が、対象土地を農用地以外の土地として利用するため賃借権の設定等を受ける場合

二　農業協同組合法第七十二条の八第一項第二号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人であるものを除く。）が、対象土地を農用地以外の土地として当該農事組合法人が行う事業に供するため賃借権の設定等を受ける場合

三　生産森林組合（森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第九十三条第二項第二号に掲げる事業を行うものに限る。）が、対象土地を農用地以外の土地として同号に掲げる事業に供するため賃借権の設定等を受ける場合

四　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項各号に掲げる事業（同項第六号に掲げる事業を除く。）を行う法人が、対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該事業に供するため賃借権の設定等を受ける場合

五　農業近代化資金融通法施行令（昭和三十六年政令第三百四十六号）第一条第六号、第八号又は第九号に掲げる法人が、対象土地を農業用施設の用に供される土地として当該法人の行う事業に供するため賃借権の設定等を受ける場合

（通知等の方法）

第十四条　法第十八条第五項の規定による通知は、同条第一項の認可をした年月日を記載した通知書に同項の規定による公告をしようとする農用地利用配分計画を添付してするものとする。

2　第十二条の規定は、法第十八条第五項の規定による公告について準用する。

（農用地等の利用状況の報告）

第十五条　法第二十一条第一項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項（賃借権の設定等を受けた者が法第十八条第四項第四号に規定する者以外の者である場合には、第一号から第三号までに掲げる事項）を記載した報告書を農地中間管理機構に提出して行わなければならない。

一　賃借権の設定等を受けた者の氏名又は名称及び住所

二　前号の者が賃借権の設定等を受けた農用地等の面積

三　前号の農用地等における作物の種類別作付面積又は栽培面積及び生産数量

四　第一号の者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

五　地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

六　第一号の者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

七　その他参考となるべき事項

2　賃借権の設定等を受けた者が法第十八条第四項第四号に規定する者である場合には、前項の報告書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　その者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し

二　その他参考となるべき書類

（委託することができない業務）

第十六条　法第二十二条第一項の農林水産省令で定める農地中間管理事業に係る業務は、次に掲げるものとする。

一　農地中間管理権の取得の決定

二　農用地等について借受けを希望する者の募集及びその結果の公表

三　法第二条第三項第三号に掲げる業務の実施の決定

四　事業計画、収支予算、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成

（農地中間管理機構の業務の一部委託の承認の申請）

第十七条　農地中間管理機構は、法第二十二条第二項の規定により業務の一部を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　委託しようとする者の氏名又は名称及び住所

二　委託しようとする業務の内容

三　委託の期間

四　その他必要な事項

2　委託しようとする者が法人である場合には、前項の申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　委託しようとする法人の定款又は寄附行為

二　委託しようとする法人（登記がされている法人に限る。）の登記事項証明書

（農業者等による協議の場の設置の方法等）

第十八条　法第二十六条第一項の規定による協議の場の設置は、毎年一回以上定期的に、幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行うものとする。

2　市町村は、法第二十六条第一項の規定により協議の場を設けようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を公表するよう努めるものとする。

3　市町村は、法第二十六条第一項の規定により協議の結果を取りまとめようとするときは、当該市町村において効率的かつ安定的に農業経営を営む者その他の者によって構成する会議を設け、その意見を聴くものとする。

4　法第二十六条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

一　協議の場を設けた区域の範囲

二　協議の結果を取りまとめた年月日

三　当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況

四　当該区域における農業の将来の在り方

五　当該区域における農地中間管理事業の活用方針

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

（土地改良法施行規則の一部改正）

第二条　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「若しくは農地利用集積円滑化団体」を「、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構」に改める。

第六十九条の二、第七十条及び第七十一条第一項中「又は農地利用集積円滑化団体」を「、農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構」に改める。

（農地法施行規則の一部改正）

第三条　農地法施行規則の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを（農地保有合理化法人等の届出）に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第三条第一項第十四号の二の届出をしようとする農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）は、前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した届出書を農業委員会に提出しなければならない。